

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール実施要領を制定しました

令和2年4月6日

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール実施要領を制定しましたので、公表いたします。

1. 背景

各都道府県に設置された中小企業再生支援協議会（以下「協議会」という。）では、中小企業の事業再生を支援するため、窓口相談や債権者調整等を含む再生計画の策定支援を行っております。

今般、新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた特例リスケジュール計画策定支援を行うため、新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール実施要領を令和2年4月1日に制定いたしました。

新型コロナ特例リスケジュールの概要

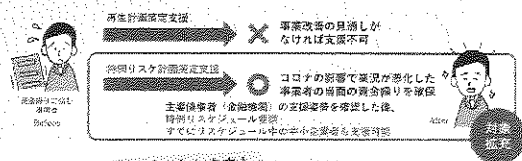
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰りに悩む中小企業に対して、新型コロナ感染症特例リスケジュール計画策定支援を行います。

新型コロナ特例リスケジュール(PDF形式：1,347KB)

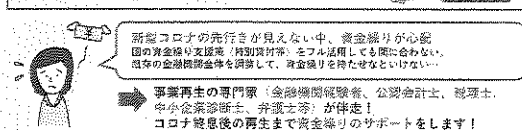
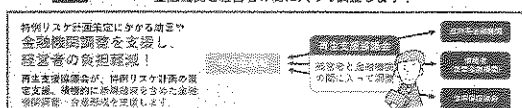
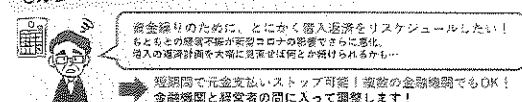
新型コロナの影響による資金繰りに悩む中小企業者のみなさん、
借入金の元金返済を止め、資金繰りを守ります！

新制度 新型コロナ特例リスケジュール

これまでの再生計画策定支援だけでなく、
既存の借入に最大1年間返済猶予を行う特例支援が始まります！



こんなピンチをサポートします！



特例リスケジュールを要受後、毎月1回、計画実行状況をモニタリング。モニタリング終了後の本格的な再生支援にかかわる再生計画策定支援の事業費負担を軽減します。中小企業を事業成功まで一貫してサポートします。

中小企業再生支援協議会とは？

中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する「官の公的機関」として47都道府県に設置されている、地域における再生支援のプラットフォームです。平成15年の設置以来、累計で43,000件以上の相談実績、14,000件以上の支援完了実績があります。
経験豊富な事業再生支援の専門家が、取引金融機関への対応方法や資金繰り・事業計画の作成でお困りの方、あるいは、自社の企業健康診断をして欲しいという方まで、幅広くご相談を受け付けております。秘密は守られますので安心してご相談ください。

支援の流れ

※1～6は原則順次です！



ご相談の対象となる事業者 調査面談申込みの中小企業であれば、協賛を問わずご相談いただけます。なお、個人事業主も対象となります。ただし、法人・公営団体に係る場合は除く。

まずはお近くの中小企業再生支援協議会にお気軽にお電話ください。

経済産業省 中小企業再生支援協議会

2. 要領の主な概要

既存債務の負担軽減支援（協議会による新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画の創設）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、既存債務の支払いに悩む中小企業のために、協議会が中小企業に代わり、一括して元金返済猶予の要請を実施します。1年間の新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画を創設し、中小企業の既存債務の負担軽減を行います。

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画において、中小企業が金融機関と作成する1年間の資金繰り計画策定を、協議会が支援します。また、政府からの配慮要請や資金繰り支援策はあるものの、つなぎ融資のための金融機関調整が難しい中小企業のために、協議会が代わりに金融機関調整を行い、政府系金融機関及び民間金融機関からのニューマネーの調達を後押しします。

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画中の資金繰りと事業面のサポート

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画中、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言します。

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画期間終了後の本格的再生の実施

新型コロナウイルス感染症の影響が減少した中小企業で、本格的な再生支援を希望する中小企業に改めて、リスケジュール計画を含む本格的な再生支援を実施します。